

要求水準書(案)に関する意見・質問への回答

【要求水準書(案)】

No	質問事項	対応頁	大項目	小項目①	小項目②	図表番号	意見・質問内容	回答
5	料金徴収	3	1-2-3-2	(2)			「持込可燃ごみについては、運営事業者が料金徴収の代行及び受付を行う」とありますが、運営事業者の業務範囲は、受付窓口での手数料徴収代行であり、後納制度対象者に対する料金督促等の徴収業務及び債権回収等の不能リスクに関しては、貴市の所掌と理解してよろしいでしょうか。	詳細は募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。
7	処理不適用	3	1-2-3-2	(2)			「処理不適用については、運営事業者にて市が指定する場所まで運搬を行うこと」とありますが、「市が指定する場所」とは「扇田環境センター」との理解でよろしいでしょうか。また、運搬許可については不要と理解してよろしいでしょうか。	詳細は募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。
10	処理不適用の扱い	3	1-2-3-2	(2)			「処理不適用は専用の設備に貯留する」とありますが、プラットフォーム上の受入業務に支障の無い場所でのヤード貯留は可能でしょうか。また、「運営事業者にて市が指定する場所まで運搬を行う」とありますが、想定されている場所があれば、そこまでの輸送距離をご教示願います。また、運搬においては収集運搬業の許可は不要と考えてよろしいでしょうか。	前段については、原則として安全上の観点から専用の貯留設備を設置することとしますが、具体的内容については事業者の提案によることとします。 中段及び後段に関しては、募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。
14	処理対象物の受入れ	3	1-2-3-2	(2)			運営事業者が持込可燃ごみの料金徴収を代行することですが、貴市への代金の受け渡し方法について御教示願います。	詳細は募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。
17	処理対象物の適正処理	3	1-2-3-2	(3)			飛灰の山元還元が民間事業者範囲ですので、当該処理に関わる見積取得等の検討のため、既設焼却施設での飛灰発生量原単位のご提示及び飛灰サンプルの提供をお願いいたします。	既設でのデータは募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。 また、飛灰サンプルは提供可能です。
18	運搬条件	4	1-2-3-2	(3)			主灰及び主灰異物の運搬車両の積込条件(頻度等)及び扇田環境センターの受入条件(時間、曜日等)についてご教示願います。	主灰及び主灰異物の運搬車両の積込条件(頻度等)については、募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。 扇田環境センターの受入条件については次のとおりです。 曜日:原則として、月～土 時間:8:30～16:30
20	処理対象物の適正処理	4	1-2-3-2	(3)			主灰異物とは、主灰の再資源化のため主灰から取り除いたものを言う。とありますが、主灰異物の定義、サイズ等を教示願います。	詳細は募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。
22	副生成物の再利用、処分方法及び役割分担	4	1-2-3-2	(3)		図表1-1	緊急時の飛灰処理物について、埋立処分代は貴市負担と考えてよろしいでしょうか？	緊急時の飛灰処理物の埋立処分手数料は発生しませんが、帰責事由が民間事業者にある場合には、処分に要する費用を含めた額のペナルティを民間事業者に課す予定ですが、ペナルティの詳細については募集要項(第2部)契約書案に記載します。
26	エネルギーの有効利用(電力)	4	1-2-3-2	(4)			図表1-2特定供給先の負荷中、各負荷の容量は設備容量と記載されていますが、運転容量(実際に消費する最大電力)をご教示願います。	詳細は募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。
30	一般事項	4	1-2-3-2	(4)			「図表1-2 特定供給先の負荷」の備考欄において、「本施設からの供給電力のみで運営可能な期間を9ヶ月程度以上とする」とありますが、本施設からの供給電力のみで運営可能な期間が9ヶ月を下回った場合、何らかのペナルティは発生しますか。発生する場合は、具体的なペナルティの内容をご教示下さい。	要求を満たした上で特定供給先への100%供給可能な月数をご提案ください。提案された供給可能月数を下回った場合はペナルティが発生します。具体的なペナルティは募集要項(第2部)契約書案に記載します。
31	市関連施設への電力供給	4	1-2-3-2	(4)			「民間事業者は100%供給可能な月数を提案すること」とありますが、本月数は、受注後、運営事業者による運転計画を記載した維持管理計画を提出する中で、9ヶ月程度以上を目安としてご協議頂ける余地がありますでしょうか。	100%供給可能な月数を年度間で9程度以上を基準として要求します。なお、提案された月数を満たさない場合はペナルティが発生します。ペナルティの詳細に関しては募集要項(第2部)契約書案に記載します。
32	市関連施設への電力供給	4	1-2-3-2	(4)			ごみ処理施設からの供給電力では賄いきれず、電気事業者より電力が供給された場合、電気事業者からの供給電力分の費用は、市殿が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ペナルティの詳細に関しては募集要項(第2部)契約書案に記載します。
33	市関連施設への電力供給	4	1-2-3-2	(4)			無償で供給するとありますが、今回売電にかかる収入は民間事業者の収入となり、事業運営にも大きな影響がありますので、年間の供給量を最低限月ごとで確定して頂くとともに、当該供給量予定値からの変動量に対する清算方法について明確化願います。特に実運用におきましては、売電量はごみ量、ごみ質の影響を多大に受ける他、本事業範囲においては、関連施設への電気及び熱の供給量に関する変動要素もあり、民間事業者の過分のリスク負担を抑えるためにも、売電単価は民間事業者のリスク負担とするものの、量の変動に関しては原則市でリスク負担頂き、実際の売電量による清算方法等をご検討願います。	使用電力量の精算方法及びリスク分担についての詳細は募集要項(第2部)契約書案に記載します。
34	市関連施設への電力供給	4	1-2-3-2	(4)			民間事業者による100%供給可能な月数について、季節・気候等で特定供給先の使用電力量が変動すると思われるが、年間電力量の1ヶ月の平均値を満足できる月数という理解でよろしいでしょうか。大幅に使用電力が増加した結果、事業者による供給電力で賄えなかった場合については市のリスクとしてよろしいでしょうか。	詳細は募集要項(第2部)契約書案に記載します。
37	余熱供給先の概要	5	1-2-3-1	(5)		図表1-3	余熱供給先の供給日、供給時間、時間毎の供給熱負荷を具体的に御教示願います。また、余熱利用設備の運営開始時期、運営日(営業日・休業日)を御教示願います。その他の熱利用への蒸気供給温度が180℃以上となっていますが、一般的な余熱利用用としては温度が高すぎると考えられます。温度が必要以上に高いと熱回収効率の低下にもなりますので、実際に必要な温度としていただけるようお願いします。各供給先へ供給した温水、蒸気(復水)は、所要熱量を交換後に返送されるものとしてよろしいでしょうか？	前段については、余熱利用施設の計画は未定ですが、休業日は週1日と年末年始(12/29～1/3)を予定しています。その他は募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。 中段については180℃としてください。 後段については供給した温水、蒸気は熱交換後返送されます。
38	熱供給	5	1-2-3-2	(5)			各余熱供給先(余熱利用施設、園芸ハウス、その他の熱利用)の年間の負荷パターンをご提示願います。	詳細は募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。
42	余熱供給	5	1-2-3-2	(5)			図表1-3余熱供給先の概要について、以下ご教示願います。 ・各施設に供給された温水及び蒸気について、供給先で熱利用後の温水及びドレンは、全量本施設に戻ってくるの理解でよろしいでしょうか。また、その場合の戻り温水及びドレン温度をご教示願います。 ・供給熱量は、本施設からの各施設への送り熱量から戻り熱量を差し引いた熱量との理解でよろしいでしょうか。 ・その他熱利用の蒸気の圧力条件をご提示願います。 ・各余熱供給先への取り合い部位置、取り合い部における配管径、圧力等の取り合い条件をご教示願います。	図表1-3余熱供給先の概要については以下のとおりです。 ・各施設に供給された温水及び蒸気について、供給先で熱利用後の温水及びドレンは、全量本施設に戻ってきます。戻り温水温度は50℃以上を想定しています。ドレン温度については未定です。 ・供給熱量は、本施設からの各施設への送り熱量から戻り熱量を差し引いた熱量です。 ・その他熱利用の蒸気の圧力条件はありません。 ・園芸ハウスについての取り合い部位置、取り合い部、配管径、圧力等の取り合い条件は募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。他の供給先については未定なので、要求水準書5-2-1に記載された内容でご提案願います。

No	質問事項	対応頁	大項目	小項目①	小項目②	図表番号	意見・質問内容	回答
44	園芸ハウスへの余熱供給	5	1-2-3-2	(5)			園芸ハウスへの余熱供給は有償とありますが、その精算方法及び単価等について、既に園芸ハウス事業者との取り決めがありましたらご教示願います。また、供給時間は24時間と考えて宜しいでしょうか。供給の明確な停止時期が決定している場合は、ご教示願います。	供給時期は11月～3月とし、24時間供給です。また、10月と4月については、状況に応じて供給を行います。 精算方法及び単価については募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。
58	事業期間終了後の運営	5	1-2-3-3	(2)			事業期間終了1年の間に性能未達があった場合、当該事業が運営事業者の維持管理に起因するかどうかの立証責任は御市にあるものと理解します。尚、事業期間終了後も特定目的会社を維持する義務規定はないものと理解します。	性能未達に対し、運営事業者が自らに帰責事由がないことを立証しない限り、運営事業者に負担いただきます。 後段については募集要項(第2部)契約書案に記載します。
71	ユーティリティ条件	8	1-3-4-1				本工事敷地境界線における特別高圧(66kV)、又は高圧(6.6kV)の引込予定位置、引込方式(架空もしくは地中)をご教示願います。また特定供給先への敷地境界線引出し位置についても同様に教示願います	引込については、電気事業者との協議により決定してください。特定供給に関しては、募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。
77	一般事項	8	1-3-4-2		水道		「水道は、既設工場の引きこみ管より分岐する。」とありますが、既設工場の引きこみ管の口径、取り合い場所をご教示下さい。	詳細は募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。
78	水道	8	1-3-4-2				給水は既設工場の引き込み管より分岐する、との記載があります。既設工場の給水引き込み管、メーターのサイズや位置、既存工場の使用水量がわかる図面等をご提示願います。	詳細は募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。
80	生活排水	8	1-3-4-4				下水道の接続地点については資料4を参照、との記載があります。資料4のユーティリティー条件は公告時に提示となっておりますが、公告以前に資料等を提示していただくことは可能でしょうか。	下水道との接続地点については、募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。なお、受益者負担金と本管接続までの工事負担金が必要になります。
81	ユーティリティ条件	9	1-3-4-7				必要な場合は井戸を掘ることとありますが、必要掘削深度、採水可能量、地下水質調査等の実施データについてご教示願います。また、既設工場の既存井戸は現在使用されていますか。使用されていれば、その用途、採水量、水質データをご教示願います。使用されていない場合その理由をご教示願います。(水質悪化、採水量低下、水漏れ等のリスクの確認のため)	必要掘削深度はご提案によりませんが、既存井戸の掘削深度は約116mになります。採水可能量は年間70,000tまでです。地下水質調査等の実施データはございません。既存井戸の用途はボイラ水以外のプラント水に使用しています。採水量は募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。水質データは要求水準書(案)に関する意見・質問への回答(5月30日回答分)NO.314をご参照ください。
83	処理対象物	10	1-4-1-1				「本施設の処理対象物は、次に示す一般廃棄物から、処理不適物を除いたものである」とありますが、一般廃棄物の内容が明示されていないため、ご提示願います。	詳細は募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。
98	一般事項	11及び46	1-4-1-5		可燃性粗大ごみ		可燃性粗大ごみ破砕機で処理を行う必要のある可燃性粗大ごみの計画量又は実績量をご教示下さい。また、既設切断機の仕様をご教示下さい。	前段については、No.97をご参照ください。また、計画値はありません。実績値程度を想定しております。 後段については、[実施方針質疑 No.100 添付資料]をご参照ください。
115	安全性に関する条件	14	1-4-4-3				満足すべき耐震安全性の目標値の構造体Ⅱ類について、重要度係数1.25は一次設計より採用するものとして考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
116	安全性に関する条件	14	1-4-4-3				構造設計を行なうに当たり、貴市の地震地域係数Z=0.9を採用できるものとして考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
117	機能性に関する条件	14	1-4-4-4				「民間業者の従業員が使用する駐車場に関しては、所定の駐車場使用料金を納付すること。」とありますが、駐車場使用料金はいくらで想定したらよろしいでしょうか。	詳細は募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。
119	一般事項	14	1-4-4-4		機能性に関する条件		「民間事業者の従業員が使用する駐車場に関しては、所定の駐車場使用料金を市に納付すること。」とありますが、1台当りの駐車場使用料金をご教示願います。	詳細は募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。
121	機能性に関する条件	14	1-4-4-4				「なお、民間事業者の従業員が使用する駐車場に関しては、所定の駐車場使用料金を市に納付すること。」とありますが、所定の駐車場使用料金の金額、課金方法(使用予定の台数もしくは実際の駐車台数)及び支払い方法(頻度、手法)についてご教示願います。	詳細は募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。
122	機能性に関する条件	14	1-4-4-4				従業員の駐車場代は無料にしていただけではないでしょうか？ 有料の場合は、いくらか御教示願います。	詳細は募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。
124	機械・電気関係	16、17	2-3				(32)電気設備工事共通仕様書(国土交通省)、(33)機械設備工事共通仕様書(国土交通省)、(34)機械設備工事一般仕様書(日本下水道事業団)、(35)電気設備工事一般仕様書(日本下水道事業団)が記載されていますが、仕様の統一、コスト低減等に繋がりますので、その他の仕様書、基準とも合わせ、国土交通省の仕様書を正とし、統一していただけないでしょうか？	(34)機械設備工事一般仕様書(日本下水道事業団)、(35)電気設備工事一般仕様書(日本下水道事業団)を削除します。
126	一般事項	17	2-4		土木建築関係		「(19)官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」がありますが、設計に使用する大地震に対する重要度係数の値をご教示下さい。	NO.115とNO.116をご参照ください。
136	実施設計のかし	21	3-2-3				「設計のかしについてすべての責任を負う」とありますが、かしの期間や範囲について、具体的にご提示願います。	詳細は募集要項(第2部)契約書案に記載します。
138	付け替え道路、水路	21	3-3-1				鮮明な添付資料6をご提示願います。	詳細は募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。
143	工事別施工計画書	23	3-4-6-1				別紙資料に示す工事別の提出書類と有りますが、別紙資料が有りませんのでご教示願います。	詳細は募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。
150	設計・施工業務に関する要件	23～24及び添付資料7					現西部工場棟および管理棟は解体対象外となりますが、現西部工場から解体範囲施設及び機器への送配電ケーブルがあればご教示下さい。また解体後、新西部工場から現西部工場への送電は無いものと考えてよろしいでしょうか。	前段は[要求水準書質疑 No.150 添付資料]をご参照ください。後段は、現西部工場管理棟に将来利用予定はありませんが、現時点での送電計画は未定です。
160	設計・施工業務に関する要件	25	3-6-1		仮設計画		建設請負事業者の仮設事務所とは別に、市の監督用等事務所を設置することとありますが、人数・必要面積・必要な備品類についてご教示願います。	詳細は募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。
161	施工管理	25	3-6-1	(4)			市の監督用及び工事監理仮設事務所を設置することとありますが、それぞれの人員配置についてご教示願います。	詳細は募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。
162	工事監理仮設事務所	25	3-6-1	(4)			工事監理仮設事務所について、必要な面積および設備の内容をご提示願います。	詳細は募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。
163	仮設計画	25	3-6-1	(4)			貴市の監督用及び工事監理仮設事務所の広さ、使用人数を御教示願います。また、備品の設置は含まれないと考えてよろしいでしょうか？ 必要な場合、おおよその種類、個数を御教示願います。	詳細は募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。
164	仮設事務所	25	3-6-1	(4)			「市の監督用及び工事監理仮設事務所を設置すること」とありますが、仮設事務所仕様を決めるにあたり、市殿監督員様及び工事監理様の人数又は必要スペースを御教示ください。事務機器(パソコン・コピー機等)並びにオフィス什器類準備は範囲外と考えて宜しいでしょうか。必要の場合何人分準備必要か御教示下さい。	詳細は募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。

No	質問事項	対応頁	大項目	小項目①	小項目②	図表番号	意見・質問内容	回答
171	現場代理人等	26	3-6-5				建築基準法上の工事監理者は事業者にて定める必要があるでしょうか？	事業者にて定める必要があります。
175	環境保全	28	3-6-12	(4)			「工事期間中を通して主要搬入道路に、交通指導員を配置する」とありますが、周辺住民との関係上、主要搬入としての使用は好ましくない箇所や交通指導員の配置が必須となる箇所を特定し、ご教示願います。	詳細は募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。
199	測定箇所	35	4-2-4			図表4-1	No.3の排ガス性能保証事項において、ダイオキシン類の測定場所として、集じん装置、触媒反応装置が挙げられていますが、入口・出口を追記した測定箇所を表記願います。	詳細は募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。
216	搬入管理機能	41	5-1-1				既存の搬入管理機能とデータ互換性を保つことですが、具体的にそのデータ仕様が確認できる資料をご提示願います。	詳細は[要求水準書質疑 No.216 添付資料]をご参照ください。
218	本施設におけるプラント設備の性能要件	41	5-1-1		搬入管理機能 アウトプット仕様①		「他工場搬入量との統計処理が容易に行えること」とありますが、他工場間にて統一されたデータフォーマットや仕様等あればご教示下さい。	詳細は[要求水準書質疑 No.216 添付資料]をご参照ください。
219	搬入管理機能	41	5-1-1		アウトプット仕様		「既存の搬入管理機能とデータ互換性を保ち、他工場搬入量との統計処理が容易に行えること。」について、既存の搬入管理機能のデータ構成を具体的な提示をお願いします。 また、他工場との統計処理を行う装置やアプリケーション等は、本事業の納入範囲外との理解とします。	前段については、[要求水準書質疑 No.216 添付資料]をご参照ください。 後段については、ご理解のとおりです。
220	搬入管理機能	41	5-1-1		アウトプット仕様①		「既存の搬入管理機能とデータ互換性を保ち、他工場搬入量との統計処理が容易に行えること」とありますが、既存システムについて必要な情報を御教示願います。	詳細は[要求水準書質疑 No.216 添付資料]をご参照ください。
224	本施設におけるプラント設備の性能要件	42	5-1-1		搬入管理機能 インプット仕様①		【変更できない仕様】 「車両識別方式は、他の市施設と同様のパンチカード方式」とありますが、この読取装置方式の形式、仕様、製造メーカー名等をご教示下さい。	詳細は[要求水準書質疑 No.216 添付資料]をご参照ください。
225	本施設におけるプラント設備の性能要件	42	5-1-1		搬入管理機能 インプット仕様①		【変更できない仕様】 車両識別方式について、読取装置に汎用性のあるバーコードリーダなどの採用で検討してもよろしいでしょうか。その場合、他の市施設パンチカードとの互換性についてはバーコードシールを貼るなどで対応を検討します。	詳細は[要求水準書質疑 No.216 添付資料]をご参照ください。
227	搬入管理機能	42	5-1-1		インプット仕様		「他の市施設と同様～、互換性を持たせること」とありますが、他施設での採用メーカー及び型式などパンチカードの仕様等を開示願います。	詳細は[要求水準書質疑 No.216 添付資料]をご参照ください。
228	搬入管理機能	42	5-1-1		インプット仕様		「計量装置、データ処理……、市が必要とする搬出入管理情報……」について、具体的に必要な搬出入管理情報について、提示願います。	詳細は[要求水準書質疑 No.216 添付資料]をご参照ください。
236	本施設におけるプラント設備の性能要件	43	5-1-1		搬入管理機能 インプット仕様③		【変更できない仕様】 ごみ処理手数料料金徴収は、現金収納との理解で宜しいでしょうか。	詳細は募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。
248	可燃性粗大ごみ破砕機	46	5-1-2		インプット仕様⑤		「処理能力は50t/5hとし、型式は現西部環境工場と同様の切断式とする。」とありますが、現西部環境工場で使用されている破砕機の図面等資料をご提示願います。	[実施方針質疑 No.100 添付資料]をご参照ください。
273	排ガス処理機能	56	5-1-3-2		インプット仕様⑦		煙突高さの基準を御教示願います。GL±0でしょうか？ また標高(EL)も御教示願います。	煙突高さの基準はGL±0になります。標高(EL)については、現西部環境工場敷地内西側が約4.2mです。
284	灰処理機能	61	5-1-3-3				「主灰から異物除去のために磁選機、振動篩等を設置すること。」とありますが、異物除去後の粒度などのご指定があればご教示願います。	詳細は募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。
298	余熱利用	65	5-2-1		インプット仕様②		ハウス園芸施設への熱供給は既存配管につなぎ込む、との記載があります。ハウス園芸の位置ならびにその距離をご提示願います。	詳細は募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。
327	本施設におけるプラント設備の性能要件	77	5-3-3		給電機能 インプット仕様		市関連施設(2箇所)への電力供給用に積算電力計を備えた端子を設けることとありますが、市関連施設への給電のための管路布設及び配線工事は本工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	新区役所については、電気室(別途工事で建設中。)内への接続(盤製作・関係する盤の改造を含む。)及び本施設からの配線工事を本工事範囲内にする予定です。詳細は募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。
338	居住性を確保する機能	84	5-4-2				書庫は幅10m×奥行3m以上の可動棚を備えることとありますが、その他の貴市職員事務室、小会議室、大会議室等の備品納入と管理の範囲について御教示願います。	詳細は募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。
340	駐車スペース	85	5-4-2				「その他の駐車スペースについては提案による」とありますが、貴市職員の駐車場利用台数をご教示願います。	モニタリングを行なう市職員のための駐車スペースとして2台分程度を想定しています。
374	運転業務	93	6-1	(1)	具体的な運営仕様①		災害による長期の施設停止に関しては、運営事業者の負担と責任は、除外と考えてよろしいでしょうか。	不可抗力に該当する契約上の規定に従い、一定の負担を求めることになります。詳細は募集要項(第2部)契約書案に記載します。
385	料金徴収	94	6-1	(1)	安定運転が継続されていること②		料金徴収を行う直接搬入ごみについて、1日あたりの平均及び最大の搬入車両台数をご教示願います。また、早朝搬入時間帯に料金徴収の対象となる搬入は行われないと理解して宜しいでしょうか。	前段については、募集要項(第1部)要求水準書をご参照ください。 後段については、ご理解のとおりです。
409	車庫・倉庫	添付資料9					車庫及び倉庫の記載がありますが、仕様(車両仕様、必要面積等)をご教示願います。なお、できましたら、既設の図面をご提示願います。	車庫及び倉庫については飛灰運搬車輛等事業者が使用するスペースになりますので、ご提案ください。 既設の仕様については、幅9m×奥行10m×高さ4mで、10tダンプ2台が駐車できる程度の面積です。